

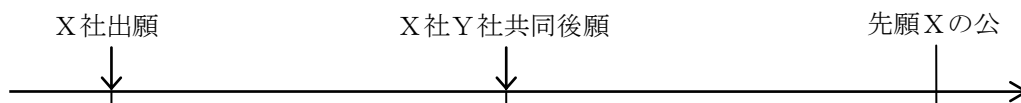


## (2) 102条(c)の概要

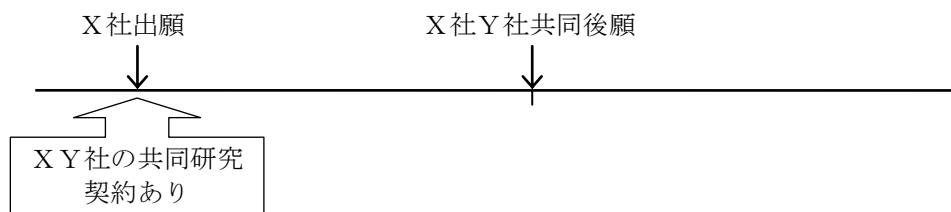
共同研究に基づく出願についての先願の例外が規定されています。

### a) 通常の場合

下図のように、先願譲受人がX社で後願譲受人がX社Y社共同の場合、出願人が同一でないので、102条(b)(2)(C)が適用されず、先願(X社出願)は拡大先願の地位を有します。このため、後願(X Y共同出願)は拒絶されることになります。



### b) 本条(102条C)が適用されるケース



- ・ 本条が適用されるケースとは、後願(X Y社共同出願)の出願前に共同研究契約があり、後願のクレームが共同研究の範囲内であるときです。この場合、先願(X出願)は後願排除効を有しません。このため、後願(X Y社共同出願)の権利化が可能となります。
- ・ 共同研究開発のインセンティブを確保するための設けられた規定です。

## (3) 102条(d)の概要

拡大先願の地位を有する出願が規定されています。

### a) 拡大先願の地位を有する先願とは、以下の条件を満たすものです。

(イ) 先願の米国特許もしくは公開特許の明細書が、後願のクレームに関連する開示を含んでいる場合、

または、(ロ) 優先権主張により先願となる外国特許出願もしくはPCT国際特許出願の明細書が、後願のクレームに関連する開示を含んでいる場合、  
 以上の場合に、後願排除効を有します。

### b) 改正前102(e)に規定された「米国に(出願され)」「国際出願・・・英語

で公開」との記載はなくなり、公開言語・出願国にかかわらず、優先権出願の出願日に、後願排除効を有することとなりました。つまり、外国出願、国際出願（英語以外で公開）を基礎とする他者の出願についても、先行技術としての地位を獲得する時は優先日となったわけです。これによりヒルマードクトリンと呼ばれる問題（後願排除効を有する日が第1国出願日かアメリカ出願日かの問題、裁判所は米国出願日と判示。）は解消されました。

